

2011年(平成23年)

7月13日

水曜日

### ■ 賃金から多額差し引きで提訴

仕事に必要な多額の経費が給料から差し引かれたため、雇用契約で定められた賃金が支払われなかったとして、プロパンガス配達会社「東陽ガス」(本社・埼玉県春日部市)の社員ら22人が12日、未払い賃金約9300万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。

訴状などによると、原告は同社との間で、社員となる雇用契約と、仕事を請け負う業務委託契約を結び、会社から指示を受けてプロパンガスを配達する仕事をしてきた。雇用契約では固定給を月22万円としているほか仕事量に応じた歩合給を定めている。一方で業務委託として車のリース代など月約20万円が給料から引かれていた。仕事量が少ないと、経費をまかなえずには会社に借金を負う社員も出ているという。同社は「訴状を見ていないのでコメントできない」としている。

